

# 実 技 試 験

## ☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は20問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2019年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕 解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕 解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.<sup>5</sup>万円

【第1問】下記の設例に基づき、次の各問（問1）～（問10）について解答しなさい。

<設例>

安藤和樹さんと妻の裕子さんは、ともに民間企業に勤務する共働き夫婦であり、裕子さんは現在、第二子を妊娠中である。和樹さんと裕子さんは、第二子が誕生するのを機に、今後のライフプランなどについて、FPで税理士でもある杉田さんに相談をすることにした。なお、下記のデータはいずれも2019年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
安藤 和樹	本人	1984年5月17日	35歳	会社員
裕子	妻	1983年7月22日	36歳	会社員
由香	長女	2016年6月19日	3歳	保育園児

[安藤家の状況]

- ・ 和樹さんおよび裕子さんは、大学卒業後、会社員となり、その後結婚して今日に至る。今後も現在の会社で働き続ける予定である。

[安藤家の年収（2018年分）]

- ・ 和樹さん 給与収入 550万円（税込み）
- ・ 裕子さん 給与収入 350万円（税込み）

[自宅の状況]

- ・ 現在は賃貸マンション（借上げ社宅）に居住している。
- ・ 第二子の妊娠を機に住宅購入を検討している。

[保有金融資産（生命保険等を除く）] 残高合計1,000万円（時価）

名義	商品種類	残高
和樹さん	普通預金	230万円
	外貨定期預金	170万円
	国内公募追加型株式投資信託	220万円
裕子さん	普通預金	120万円
	定期預金	260万円

## 問 1

安藤さん夫妻は、マンションの購入を検討しており、FPの杉田さんに相談をした。下記＜条件＞に基づく購入可能な物件価格（消費税込み）の上限として、正しいものはどれか。なお、計算過程で端数が生じる場合は円未満を四捨五入し、住宅ローンの借入額および物件価格については10万円未満を切り捨てること。

### ＜条件＞

- ・ 用意した自己資金430万円と和樹さんの父から贈与される80万円を住宅購入に充てる。これらの資金で不足する分については、住宅ローンを利用する。
- ・ 住宅ローンは和樹さんが単独で借り入れるものとし、借入額については、住宅ローンの年間元利合計返済額が2018年分の和樹さんの年収（税込み）の20%以内となるようにする。
- ・ 住宅ローンの条件は、以下のとおりとする。  
金利：年1.25%（全期間固定金利）  
返済期間：30年（返済回数360回）  
返済方法：元利均等返済、毎月返済のみ（ボーナス返済なし）
- ・ 借入額100万円当たりの毎月の元利合計返済額は3,332円とする。
- ・ 住宅購入のための諸費用（消費税込み）は物件価格の5%とし、上記で準備した資金の中から充てるものとする。

1. 3,020万円
2. 3,100万円
3. 3,180万円
4. 3,260万円

## 問2

裕子さんの兄の横田さんは、発行日に購入した下表の個人向け国債（額面200万円）を2019年9月2日に全額中途換金した。この国債の中途換金時の横田さんの受取金額として、正しいものはどれか。なお、計算過程および解答で円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

銘柄	第78回個人向け国債（変動10年）	
発行日	2016年10月17日	
利子計算期間	基準金利	適用利率（年率・税引前）
2016年10月16日から 2017年4月15日	▲0.05%	0.05%
2017年4月16日から 2017年10月15日	0.08%	0.05%
2017年10月16日から 2018年4月15日	0.01%	0.05%
2018年4月16日から 2018年10月15日	0.06%	0.05%
2018年10月16日から 2019年4月15日	0.11%	0.07%
2019年4月16日から 2019年10月15日	0.00%	0.05%
中途換金日	2019年9月2日 前回利払い日からの経過日数：140日	

<計算に際しての留意点>

- ・ 経過利子相当額については、1年を365日とし、日割りにより計算すること。
- ・ 中途換金調整額の利子の計算期間については、6ヵ月／12ヵ月として計算すること。
- ・ 中途換金調整額は、「直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.8」として計算すること。

1. 1,999,183円
2. 1,999,346円
3. 1,999,423円
4. 1,999,576円

### 問3

裕子さんは、保有する円建て定期預金が満期を迎えることから、その一部を外貨定期預金に預け入れることを検討している。下記<資料>の各外貨定期預金について、満期時の為替レート（TTM）が預入時の為替レート（TTM）に対して、それぞれ4%円安となった場合における次の記述の空欄（ア）、（イ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、<資料>の外貨定期預金は円貨で買い付け、満期時に円転するものとする。

#### <資料>

##### [XO銀行の米ドル建て外貨定期預金の明細]

預入期間：6ヵ月

金利（年率・税引前）：0.80%

預入時の為替レート（TTM）：1米ドル＝110円

為替手数料：片道50銭

##### [XP銀行の豪ドル建て外貨定期預金の明細]

預入期間：6ヵ月

金利（年率・税引前）：2.00%

預入時の為替レート（TTM）：1豪ドル＝80円

為替手数料：片道1円50銭

##### [XQ銀行のニュージーランドドル建て外貨定期預金の明細]

預入期間：6ヵ月

金利（年率・税引前）：1.40%

預入時の為替レート（TTM）：1ニュージーランドドル＝76円

為替手数料：片道75銭

※利息の計算に際しては、預入期間は日割りではなく月割りで計算すること。

※利息に対する税金は、外貨建て利息の20%相当額が源泉徴収されるものとし、復興特別所得税については考慮しないものとする。

円ベースでの利回りが、最も高いのは（ア）で、円ベースでの利回りが最も低いのは（イ）である。

#### <語群>

1. XO銀行の米ドル建て外貨定期預金
2. XP銀行の豪ドル建て外貨定期預金
3. XQ銀行のニュージーランドドル建て外貨定期預金

問4

裕子さんは、医療保険に加入したいと考えており、FPの杉田さんに相談をした。下記<資料>に関する次の(ア)～(エ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<資料：医療保険のパンフレット>

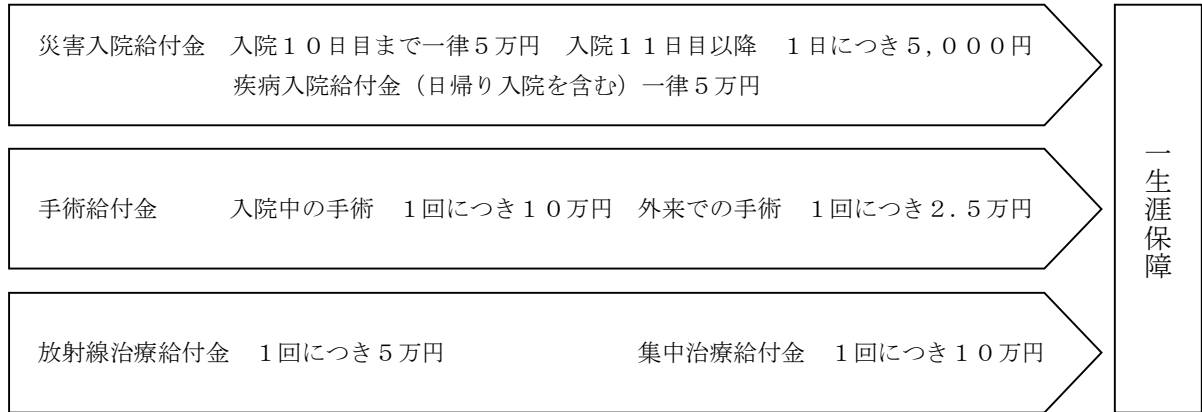
商品名称	○○○○○生命	
新医療保険□□□□□		
<p>病気やケガによる約款所定の入院・手術等を一生涯にわたり保障します。 ニーズに応じて、ガン等の八大疾病、女性疾病への備えをプラスできます。</p>		
特徴①	<p>初期入院から八大疾病による長期入院までを幅広く保障します。また、通院による治療に備えることができます。</p> <p>○初期入院10日給付特則を付加した場合、日帰り入院から入院10日目まで一律10日分をお受け取りいただけます。</p> <p>※日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払有無により判断します。</p> <p>○1回の入院についての支払限度日数は、30日・60日・120日からお選びいただけます。なお、いずれの場合も、保険期間通算で1,095日分を保障します。</p> <p>○八大疾病入院無制限給付特則を付加した場合、約款所定の八大疾病による疾病入院給付金の支払限度日数は、1回の入院・通算とも無制限です。</p> <p>※約款所定の八大疾病とは、ガン、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患、大動脈瘤等、糖尿病、肝疾患、腎疾患、膝疾患をいいます。</p>	主契約 通院給付特約
特徴②	<p>悪性新生物（ガン）（注）と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患で入院されたとき、以後の保険料の払込みが不要となり、保障はそのまま続きます。</p> <p>（注）責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（ガン）にかかったと医師によって診断確定されたとき。上皮内ガン、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンおよび責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された乳ガンを除きます。</p>	保険料払込免除 特約
特徴③	<p>先進医療による療養を受けられたときの費用に備えることができます。</p>	先進医療特約
特徴④	<p>三大疾病（ガン・心疾患・脳血管疾患）による入院時の治療費等に備えることができます。</p>	三大疾病入院 一時給付特約
特徴⑤	<p>「女性特有の病気」「女性に多い病気」「ガン」「出産・特定不妊治療」に対して手厚く保障します。</p>	女性疾病給付特約 出産・特定不妊治療 給付金付ガン診断 給付特約
特徴⑥	<p>ガンと診断確定されたとき、一時金をお受け取りいただけます。また、ガンの通院による治療に備えることができます。</p>	ガン診断給付特約 ガン治療通院給付 特約
<p>※特約名称は「無解約返戻金型」を省略して掲載しております（保険料払込免除特約、出産・特定不妊治療給付金付ガン診断給付特約を除く）。</p>		

商品の概要（主契約）

入院給付金日額：5,000円

保険期間・保険料払込期間：終身

手術給付金の型：手術Ⅱ型、初期入院10日給付特則付加の場合



▲ ←————— 保険料払込期間（終身（注1）） —————→  
ご契約

（注1）保険料払込期間については、一定期間で保険料の払込みが満了する「有期払」もご選択いただけます。

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）
災害入院給付金	不慮の事故によるケガで180日以内に1日以上入院されたとき
疾病入院給付金	病気で1日以上入院されたとき
手術給付金	病気やケガで約款所定の手術を受けられたとき
放射線治療給付金	病気やケガで約款所定の放射線治療を受けられたとき（注2）
集中治療給付金	入院給付金が支払われる入院中の約款所定の集中治療室（ICU）管理を受けられたとき（注3）

保険期間	終身（更新なし）
保険料払込期間	終身払・有期払
解約返戻金	低解約返戻金型の場合：あり 払込期間中無解約返戻金型の場合：なし（保険料払込期間中）
配当金	なし

（注2）放射線治療給付金が支払われる放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金をお支払いできません。

（注3）集中治療給付金は、1回の入院について1回のお支払いを限度とします。

主な取扱規定（主契約）

契約年齢範囲	0歳～85歳
支払限度の型	30日型、60日型、120日型
入院給付金日額	3,000円～20,000円
手術給付金の型	手術Ⅰ型、手術Ⅱ型
付加可能な特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先進医療特約（無解約返戻金型）</li> <li>・ 三大疾病入院一時給付特約（無解約返戻金型）</li> <li>・ ガン診断給付特約（無解約返戻金型）</li> <li>・ ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）</li> <li>・ 女性疾病給付特約（無解約返戻金型）</li> <li>・ 出産・特定不妊治療給付金付ガン診断給付特約</li> <li>・ 通院給付特約（無解約返戻金型）</li> <li>・ 保険料払込免除特約</li> </ul>

※通院給付特約（無解約返戻金型）とガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）は同時に付加することはできません。

※出産・特定不妊治療給付金付ガン診断給付特約と保険料払込免除特約は同時に付加することはできません。

- (ア) 八大疾病入院無制限給付特則を付加した場合、約款所定の八大疾病による疾病入院給付金の支払限度日数は通算で1,095日分である。
- (イ) 初期入院10日給付特則を付加した場合、日帰り入院でも入院給付金日額の10日分の給付金を受け取ることができる。
- (ウ) 保険料払込免除特約を付加した場合、責任開始期前を含めて初めて上皮内ガンにかかったと医師によって診断確定されたとき、それ以後の保険料の払込みは不要となる。
- (エ) 出産・特定不妊治療給付金付ガン診断給付特約と保険料払込免除特約は、同時に付加することができる。



## 問5

和樹さんは、勤務先の福利厚生制度や企業年金制度について詳しく知りたいと思い、FPの杉田さんに相談をした。杉田さんが説明した企業の福利厚生制度や退職金制度に関する次の(ア)～(エ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- (ア)「団体定期保険（Bグループ保険）は、企業が契約者となり、従業員が任意で加入する1年更新の定期保険です。一定の要件を満たしていれば、従業員の配偶者および子どもを被保険者とすることも可能です。」
- (イ)「総合福祉団体定期保険は、企業が契約者および保険料負担者となり、原則として従業員が全員加入する1年更新の定期保険です。ただし、加入に際しては、被保険者となることへの同意が必要となります。」
- (ウ)「一般財形貯蓄は、給与天引きで行う積立貯蓄制度です。原則として3年以上の期間、定期的に積み立てる必要がありますが、用途は限定されておらず、利子等は非課税です。」
- (エ)「確定給付企業年金は、企業年金制度の一つで、企業が掛金を拠出し、金融機関等に委託して運用します。基金型と規約型があり、原則として、どちらも将来の給付額は企業によりあらかじめ保証されています。」

## 問6

FPが業務を行うに当たって、十分理解しておくべき法律の一つに税理士法がある。同法第2条第1項に規定されている3つの事務（下記\*\*\*部分）をあげ、それを「業とする」ことの意味を説明しなさい。また、税理士資格を持たないFPが、FP業務を行ううえで税理士法に抵触しないような点に留意すべきか、合わせて300字程度で述べなさい。

税理士法 第2条第1項

（税理士の業務）

税理士は、他人の求めに応じ、租税（ 中略 ）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 \*\*\*

二 \*\*\*

三 \*\*\*

問7

和樹さんの2019年分の給与収入等が下記<資料>のとおりである場合、<資料>に基づいて計算される和樹さんの2019年分の給与収入の手取り金額（社会保険料、所得税および住民税を控除した後の金額）を計算しなさい。なお、復興特別所得税および記載のない事項については考慮しないものとする。

<資料>

[和樹さんの2019年分の給与収入の状況]	
2019年分の給与収入	5,500,000円
2019年分の給与収入から徴収された社会保険料	800,000円
[所得控除（上記の社会保険料の金額を含む）]	
・ 所得税に係る所得控除額	1,280,000円
・ 住民税に係る所得控除額	1,190,000円

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円 以下	65万円
162.5万円 超 180万円 以下	収入金額×40%
180万円 超 360万円 以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円 超 660万円 以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円 超 1,000万円 以下	収入金額×10%+ 120万円
1,000万円 超	220万円

<所得税の速算表>

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<住民税の速算表>

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%
均等割	1,000円	3,000円

※住民税の調整控除については考慮しないものとする。

問 8

裕子さんの上司の武田さんは、父が2019年6月18日に死亡したことにより、下記<資料>の土地を相続した。この場合において、武田さんの相続に係る相続税の計算上、この土地の路線価方式による自用地としての相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例は考慮しないものとする。

<資料>

土地 200m<sup>2</sup>

180D

20m

10m

200D

- ・ 地区区分 普通住宅地区
- ・ 奥行価格補正率

奥行距離	補正率
10m以上24m未満	1.00

- ・ 側方路線影響加算率

角地	0.08
準角地	0.04

- ・ 記載のない事項については、一切考慮しないものとする。

1. 37,600,000円
2. 39,200,000円
3. 41,440,000円
4. 42,880,000円

問9

裕子さんは、第二子の誕生を控えて雇用保険の育児休業給付金について確認しておきたいと思い、FPの杉田さんに質問をした。杉田さんが説明に使用した下記<資料>の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

<資料>

Q：育児休業中は無給になりますか？

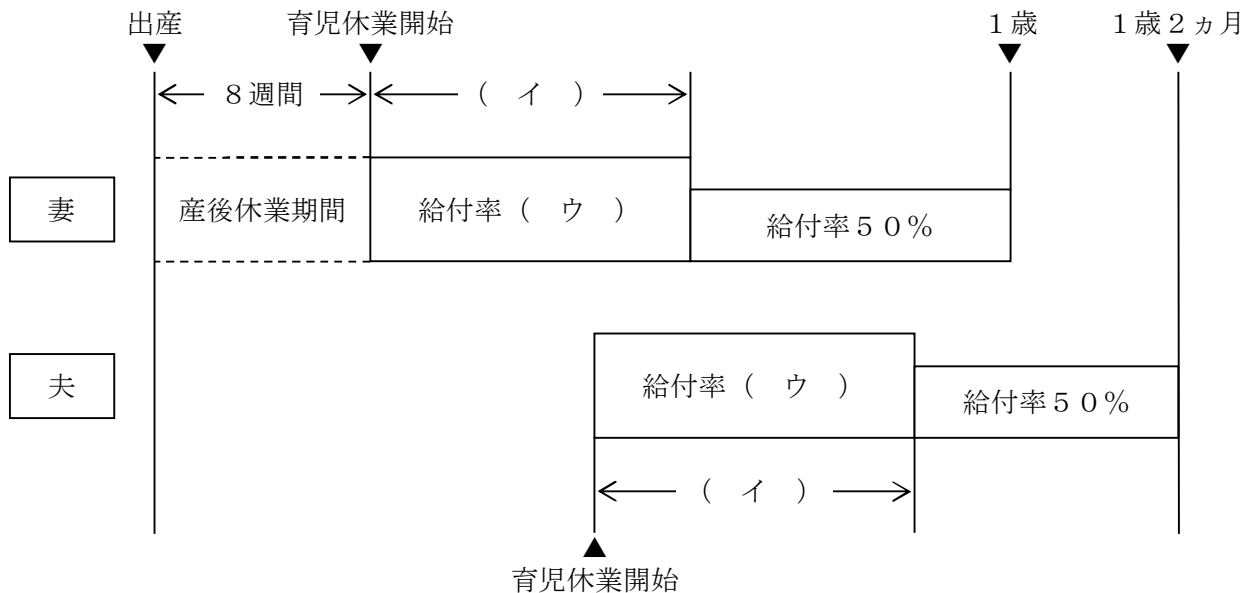
A：会社の制度によりますが、無給の場合は雇用保険から「育児休業給付金」が支給され、また休業中の社会保険料が免除されます。

「育児休業給付金」は、原則として、次の要件を満たす人に支給されます。

- ・ 育児休業取得時に、原則として1歳未満の赤ちゃんを育てている
- ・ 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者である
- ・ 育児休業に入る前の2年間のうちに、賃金支払基礎日数11日以上の方が（ア）以上ある

原則として、1ヵ月ごとの給付金は、休業開始時から（イ）目までは、「休業開始時賃金日額×30」の（ウ）相当額、それ以降は、「休業開始時賃金日額×30」の50%相当額です。このほか、育児休業中の経済的支援として社会保険（健康保険・厚生年金保険）の保険料が免除され、保険料が納付されたものとして取り扱われます。

<支給額のイメージ>



※パパママ育休プラス制度を利用して子どもが1歳2ヵ月に達する日まで育児休業をした場合

(出所) 厚生労働省「父親の仕事と育児両立読本」に基づき作成

<語群>

- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 1. 12ヵ月 | 2. 18ヵ月 | 3. 24ヵ月 |
| 4. 90日  | 5. 120日 | 6. 180日 |
| 7. 67%  | 8. 75%  | 9. 80%  |

問10

裕子さんは第二子の誕生を控え、和樹さんに万一のことがあった場合の死亡保障を見直したいと思っている。仮に和樹さんが第二子誕生後、厚生年金保険加入中に死亡した場合、死亡時点において裕子さんに支給される遺族厚生年金と遺族基礎年金の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、和樹さんの公的年金加入歴および年金額の計算式は、下記<資料>に基づくものとする。また、記載のない遺族年金の支給要件は、すべて満たされているものとする。

<資料>

[和樹さんの公的年金加入歴]

20歳 2004年5月	現在の会社に入社 2007年4月	死亡 2020年1月
▼	▼	▼
国民年金第1号被保険者 学生納付特例期間35月	厚生年金保険被保険者期間153月 平均標準報酬額42万円	

[遺族厚生年金]

- ・ 年金額 = (① + ②) × 3 / 4
- ① 2003年3月以前の被保険者期間分  
平均標準報酬月額 × 7.125 / 1000 × 2003年3月以前の被保険者期間の月数
- ② 2003年4月以後の被保険者期間分  
平均標準報酬額 × 5.481 / 1000 × 2003年4月以後の被保険者期間の月数

※被保険者期間の月数が300月未満の場合は、300月とみなして計算する。  
 ※年金額の計算に当たっては、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入するものとする。

- ・ 中高齢寡婦加算額 585,100円

[遺族基礎年金]

- ・ 年金額 780,100円
- ・ 子の加算額 第1子および第2子 1人当たり224,500円  
第3子以降 1人当たり 74,800円

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 1. 遺族厚生年金 690,606円 | 遺族基礎年金 1,004,600円 |
| 2. 遺族厚生年金 690,606円 | 遺族基礎年金 1,229,100円 |
| 3. 遺族厚生年金 517,955円 | 遺族基礎年金 1,004,600円 |
| 4. 遺族厚生年金 517,955円 | 遺族基礎年金 1,229,100円 |



【第2問】下記の設例に基づき、次の各問（問11）～（問20）について解答しなさい。

<設例>

松井武史さんは、現在、東京都内で編集プロダクション会社を経営し、従業員を3人雇い入れている。経営は順調だが、老後のマネープランを踏まえて、いつまで仕事を続けるか、リタイアする際の事業承継をどうするか考えており、これらに関する事項も含めてFPで税理士でもある細井さんに相談をすることにした。なお、下記のデータはいずれも2019年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
松井 武史	本人	1962年12月 6日	56歳	会社経営
直美	妻	1963年 4月23日	56歳	会社員
里奈	長女	1995年10月15日	23歳	会社員・同居
良太	長男	1998年 7月 3日	21歳	大学生・同居

[松井家の状況]

- ・ 武史さんは、大学卒業後、編集プロダクション会社に入社した。20年前に独立して新たに編集プロダクション会社を設立し、今日に至る。
- ・ 直美さんは、大学卒業後、デザイン事務所に勤務し、出産を機に退職した。6年前からウェブ制作会社で正社員として働き、今後も定年（60歳）まで勤務する予定である。

[松井家（武史さんと直美さん）の年収（2018年分）]

- ・ 武史さん 給与収入 1,000万円（税込み）
- ・ 直美さん 給与収入 500万円（税込み）

[住宅および住宅ローンの状況]

- ・ 住宅 持ち家（マンション）、時価2,700万円（土地・建物）
- ・ 住宅ローンの残債 約800万円（債務者は武史さん）

[保有金融資産（生命保険等を除く）] 残高合計1,500万円（時価）

名義	金融商品	残高
武史さん	普通預金	300万円
	定期預金	420万円
	投資信託	160万円
	株式	150万円
直美さん	定期預金	330万円
	外貨定期預金	40万円
	個人向け国債	100万円



### 問 1 1

武史さんは、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という）が運営する中小企業退職金共済制度（以下「中退共」という）への加入を検討しており、F Pの細井さんに相談をした。細井さんが説明した中退共に関する次の（ア）～（エ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）「事業主は、機構と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。従業員が退職したときは、その従業員に機構から退職金が直接支払われます。」
- （イ）「中退共には、国の掛金助成制度があります。初めて中退共に加入する事業主に対しては、加入後4ヵ月目から3年間、国の助成があります。」
- （ウ）「初めて中退共に加入する事業主に限り、従業員の勤務期間に応じた退職金が支給できるように、加入前の勤務期間分についても掛金を納付することができる通算制度があります。」
- （エ）「退職金は基本退職金と付加退職金の2本建てで、両方を合算したものが受け取る退職金額となります。付加退職金は、運用状況等によっては払われないことがあります。」

### 問 1 2

下記＜資料＞は、武史さんがA Y証券で開設したN I S A口座（少額投資非課税口座）において、2015年に購入した上場株式の明細である。2019年末にこの株式に係る非課税期間が終了するのに伴う2020年の非課税管理勘定への移管（以下「ロールオーバー」という）等に関する次の（ア）～（エ）の記述のうち、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

＜資料＞

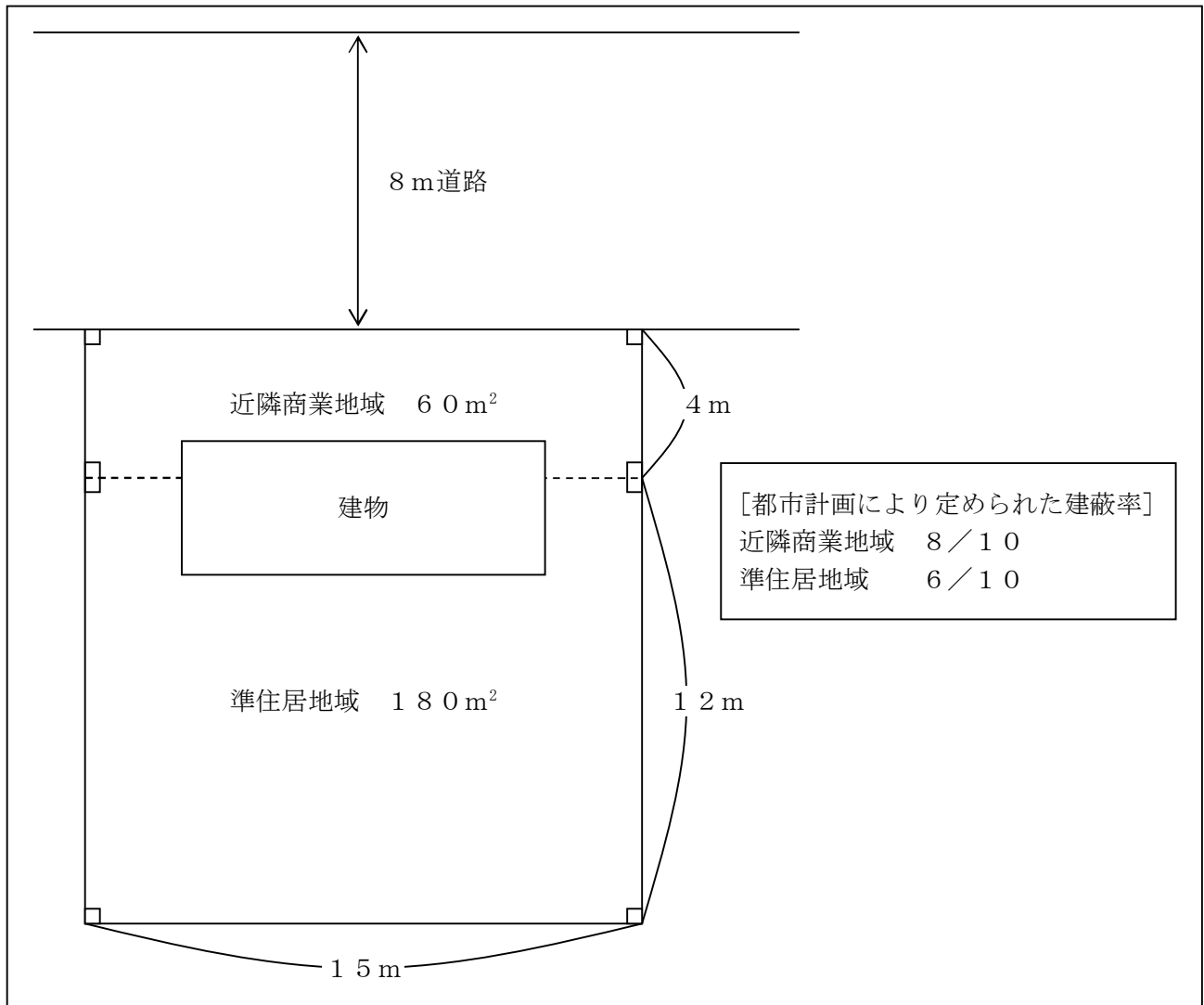
商品区分	銘柄名	株数	購入株価
国内上場株式	X A株式	100株	1,720円
国内上場株式	X B株式	200株	4,100円

- （ア）X A株式とX B株式の両方をロールオーバーすることも、どちらか一方のみロールオーバーすることも可能である。
- （イ）2019年末時点でX A株式とX B株式の評価額の合計が120万円を超えていた場合、120万円以下の部分のみロールオーバーが可能である。
- （ウ）X A株式とX B株式を2020年1月1日に特定口座に移管する場合、2019年12月末の終値が特定口座における取得価額となる。
- （エ）X B株式の配当金の支払いに係る基準日が2019年12月末日、効力発生日が2020年3月15日の場合、X B株式を2020年1月1日に特定口座に移管しても、配当金は非課税で受け取ることができる。

問 1 3

武史さんの兄の靖史さんは、自宅（持ち家）の建替えを検討している。靖史さんの自宅の土地は下記<資料>のとおりである。建築基準法に従い、この土地に建築できる建物の建築面積の最高限度を計算しなさい。なお、記載のない条件については一切考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>



#### 問 1 4

直美さんは、2019年1月に地震保険の保険料が改定されたことから、松井家が契約している自宅（専有部分）の地震保険の更新時における保険料をFPの細井さんに試算してもらった。下記＜資料＞を基に細井さんが試算した保険期間5年の地震保険料を解答欄に記入しなさい。なお、松井家は神奈川県にあるイ構造のマンションで、火災保険の保険金額は1,200万円である。また、地震保険の保険金額は火災保険の保険金額の50%相当額で2019年11月に更新し、地震保険料は長期一括払いとする。建築年割引10%を適用すること。

＜資料1：地震保険金額100万円当たりの年間保険料例（割引適用なしの場合）＞

建物の所在地（都道府県）	建物の構造区分※	
	イ構造	ロ構造
岩手・秋田・山形・栃木・群馬・富山・石川・福井・長野・滋賀・鳥取・島根・岡山・広島・山口・福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島	710円	1,160円
北海道・青森・新潟・岐阜・京都・兵庫・奈良	780円	1,350円
福島	850円	1,700円
宮城・山梨・香川・大分・宮崎・沖縄	1,070円	1,970円
愛媛	1,200円	2,240円
大阪	1,260円	2,240円
愛知・三重・和歌山	1,440円	2,470円
茨城	1,550円	3,200円
埼玉	1,780円	3,200円
徳島・高知	1,550円	3,650円
千葉・東京・神奈川・静岡	2,500円	3,890円

※イ構造：主として鉄骨・コンクリート造の建物、ロ構造：主として木造の建物

＜資料2：長期係数＞

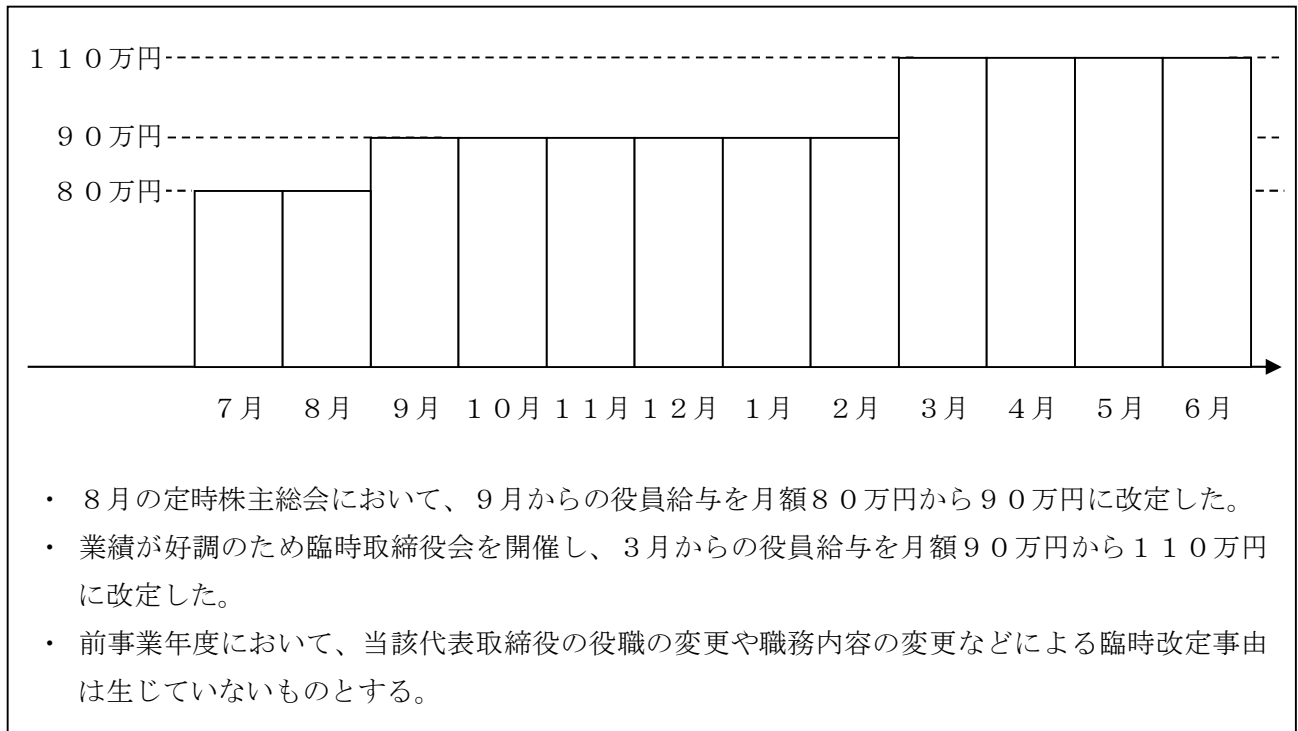
保険期間	2年	3年	4年	5年
係数	1.90	2.80	3.70	4.60

※保険期間が2年以上で保険料が一括払いの場合には長期係数を使用すること。

問 15

武史さんが経営する会社の前事業年度（2018年7月1日から2019年6月30日までの12ヵ月）において、会社が代表取締役である武史さんへ毎月25日に下記<資料>のとおり役員給与を支給した場合、法人税における課税所得の金額の計算上、この役員給与のうち損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、この役員給与は事前確定届出給与および業績連動給与には該当せず、不相当に高額な部分の金額はないものとする。また、解答に当たっては、損金不算入とすべき金額が最も少なくなるように計算すること。

<資料>



1. 0円
2. 80万円
3. 140万円
4. 180万円

## 問16

武史さんの友人の岡村さんは、父から相続した土地に賃貸マンションを建設して2019年7月1日より事業の用に供している。このマンションの建設に係る費用等および減価償却に関する事項が下記<資料>のとおりである場合、岡村さんの2019年分の所得税の計算上、不動産所得に係るこのマンションの減価償却費を計算しなさい。なお、マンションの建設に係る費用等のうち、必要経費に算入することができるものはマンションの取得価額には含めずに、減価償却費を計算するものとする。

### <資料>

#### <マンションの建設に係る費用等>

- ・ マンションの設計料 480万円
- ・ マンションの建設費用 7,000万円
- ・ 不動産取得税 120万円
- ・ 保存登記費用 15万円

#### <マンションの減価償却に関する事項>

- ・ 耐用年数 47年（償却率 0.022）
- ・ マンションは、すべて貸付の用に供している。

問 17

武史さんの弟の洋一さんは、所有する下記<資料>の店舗併用住宅とその敷地について、2019年中に洋一さんの持分70%を洋一さんの妻に贈与した。この場合、洋一さんの妻が納付すべき2019年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、洋一さんの妻は贈与税の配偶者控除の適用要件をすべて満たしており、限度額までその適用を受けるものとし、2019年中に<資料>以外の贈与は受けていないものとする。また、納付すべき贈与税の額が最も少なくなるように計算すること。

<資料>

贈与財産	贈与時の 相続税評価額 (注)	備考
建物	400万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物、宅地ともに贈与直前は、洋一さんがすべて所有していた。</li> <li>・ 建物は店舗併用住宅であり、居住用部分には洋一さん夫婦が居住している。</li> <li>・ 宅地は、上記建物の敷地である。</li> <li>・ 建物、宅地ともに居住用部分の割合は50%である。</li> </ul>
宅地	3,000万円	

(注) 建物および宅地全体の評価額である。

<贈与税の速算表>

(イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円 以下	10%	—
200万円 超 400万円 以下	15%	10万円
400万円 超 600万円 以下	20%	30万円
600万円 超 1,000万円 以下	30%	90万円
1,000万円 超 1,500万円 以下	40%	190万円
1,500万円 超 3,000万円 以下	45%	265万円
3,000万円 超 4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超	55%	640万円

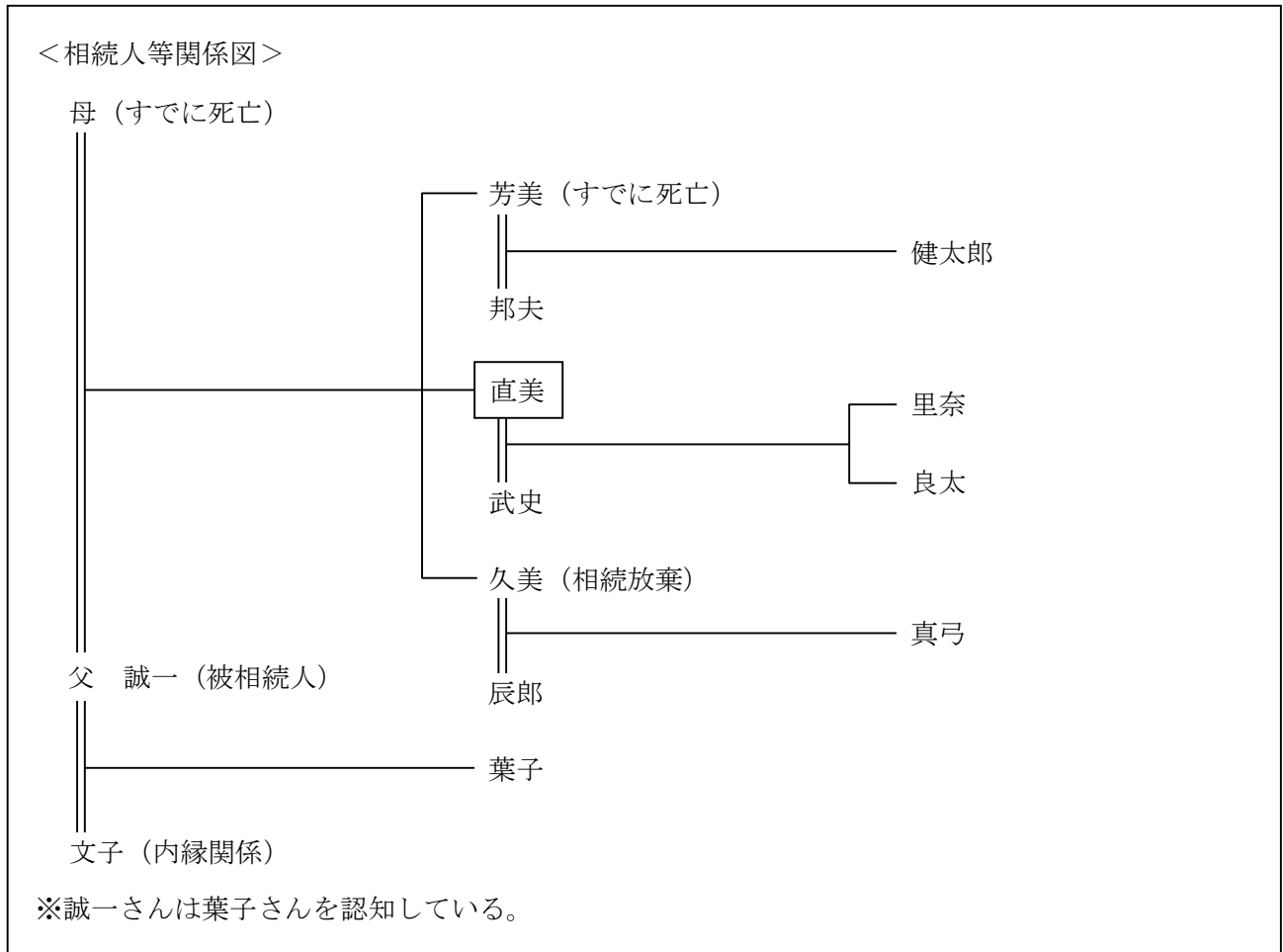
(ロ) 上記(イ)以外の場合

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円 以下	10%	—
200万円 超 300万円 以下	15%	10万円
300万円 超 400万円 以下	20%	25万円
400万円 超 600万円 以下	30%	65万円
600万円 超 1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超 1,500万円 以下	45%	175万円
1,500万円 超 3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超	55%	400万円

1. 305,000円
2. 510,000円
3. 1,060,000円
4. 1,470,000円

問18

直美さんの父である誠一さんは、2019年8月8日に死亡した。誠一さんの相続人等関係図は下記のとおりである。誠一さんの相続に係る直美さんの民法上の法定相続分として、正しいものはどれか。



1. 6分の1
2. 5分の1
3. 3分の1
4. 5分の2



問 19

武史さんは、会社の業務が多忙であるため、短時間労働者として新たに人を雇い入れることを検討している。短時間労働者に対する厚生年金保険等の適用に関する下記<資料>の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

<資料>

「短時間労働者」のうち、厚生年金保険の被保険者数が常時（ア）を超える法人・個人・地方公共団体に属する適用事業所、および国に属するすべての適用事業所において働く方は、厚生年金保険等の適用対象となります。「短時間労働者」とは、勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、次の①～④すべての要件に該当する方です。

- ① 週の所定労働時間が（イ）以上であること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が（ウ）以上であること
- ④ 学生でないこと

「短時間労働者」のうち、厚生年金保険の被保険者数が常時（ア）以下の企業等であって、下記①、②の事業所において働く方は、厚生年金保険等の適用対象となります。

- ① 労使合意に基づく申出をした法人・個人の事業所
- ② 地方公共団体に属する事業所

（出所）日本年金機構のパンフレットに基づき作成

<語群>

- |          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1. 200人  | 2. 300人  | 3. 500人   |
| 4. 20時間  | 5. 30時間  | 6. 40時間   |
| 7. 8.8万円 | 8. 9.8万円 | 9. 10.8万円 |

## 問 20

厚生年金保険は法人企業の経営者や役員にも適用され、武史さんはリタイアしなければ最長で70歳になるまで被保険者とされる。武史さんには65歳から老齢厚生年金が支給されるが、老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者として在職している場合は、老齢厚生年金の一部もしくは全部が支給停止される。武史さんが65歳以後も厚生年金保険の被保険者として在職している場合、老齢厚生年金の支給額（年額）として、正しいものはどれか。なお、武史さんの老齢厚生年金の額および在職による支給停止に係る標準報酬月額ならびに支給停止額の計算方法は、下記<資料>に基づくものとする。

### <資料>

[65歳から支給される老齢厚生年金の額]

- ・ ①+②+③=1,755,100円
- <内訳>
- |          |            |
|----------|------------|
| ① 報酬比例部分 | 1,320,000円 |
| ② 経過的加算額 | 45,000円    |
| ③ 加給年金額  | 390,100円   |

[在職による支給停止に係る標準報酬月額]

- ・ 620,000円（標準賞与額はない）

[65歳以後の在職による支給停止額（月額）]

- ・ 基本月額 老齢厚生年金の報酬比例部分の月額
- ・ 総報酬月額相当額 その月の標準報酬月額+その月以前1年間の標準賞与額の総額÷12

基本月額と総報酬月額相当額との合計額が47万円以下ですか？

はい

全額支給

いいえ

一部または全部支給停止

支給停止額 = (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 47万円) × 1/2

※支給停止額が基本月額を超えるとときは、報酬比例部分および加給年金額は全部支給停止され、経過的加算額が支給される。

※支給停止額が基本月額未満のときは、停止額を除く報酬比例部分および経過的加算額ならびに加給年金額が支給される。

(出所) 日本年金機構「老齢年金ガイド」に基づき作成

1. 0円
2. 45,000円
3. 130,000円
4. 435,100円